

自殺総合対策の推進に関する有識者会議の開催について

平成 31 年 3 月 5 日 自殺総合対策会議決定
令和 3 年 9 月 28 日 一部改正

1 趣旨

自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）（以下、「大綱」という。）に基づき、国を挙げて自殺対策が推進されるよう、国、地方公共団体、関係団体、民間団体等が連携・協働するため、また、中立・公正の立場から大綱に基づく施策の実施状況、目標の達成状況等を検証し、施策の効果等を評価し、及び大綱の見直しに資するため、自殺総合対策の推進に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 構成等

- (1) 会議の構成員は、厚生労働大臣が定める。
- (2) 会議は、厚生労働大臣が招集する。

3 庶務

会議の庶務は、厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室において処理する。

4 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、厚生労働大臣が定める。
- (2) 「自殺対策官民連携協働会議の開催について」（平成 25 年 7 月 26 日自殺総合対策会議決定）及び「自殺対策検証評価会議の開催について」（平成 25 年 7 月 26 日自殺総合対策会議決定）は、廃止する。